

職員の給与・定員の公表

問合せ（給与に関すること）総務課 ☎991-1896
（定員に関すること）企画財政課 ☎991-1818

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、松伏町人事行政の運営等の状況を公表します。詳しい内容については、町ホームページ及び役場本庁舎1階町政情報コーナーにてご覧いただけます。

●職員給与費の状況

（一般会計決算）

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
6年度	179人	692,153千円	137,383千円	296,732千円	1,126,268千円	6,292千円

※町長、副町長、教育長、派遣職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除く。※職員手当は児童手当及び退職手当を除く。

●職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
一般行政職	45歳2か月	327,629円	402,100円	

●職員の初任給の状況

（令和7年4月1日現在）

区分		松伏町	国
一般行政職	大学卒	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	188,000円

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（令和7年4月1日現在）

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
7年～10年	262,144円	－ 円
10年～15年	282,935円	－ 円
15年～20年	322,044円	－ 円

●部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

区分		職員数		対前年 増減数
		令和6年	令和7年	
一般行政 部 門	議 会	3	3	0
	総務企画	43	44	1
	税 務	21	21	0
	民 生	38	40	2
	衛 生	18	18	0
	農林水産	7	7	0
	商 工	3	3	0
	土 木	19	20	1
	小 計	152(0)	156(0)	4(0)
特別行政 部 門	教 育	26	26	0
	小 計	26(1)	26(0)	0(△1)
公営企業 等 会 計 部 門	下 水 道	3	3	0
	そ の 他	10	11	1
	小 計	13(0)	14(0)	1(0)
合 計		191(1)	196(0)	5(△1)

※①職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

②（ ）内は、暫定再任用短時間勤務職員の人数で、上段の人数に含まれていません。

●定員適正化計画について 今後も限られた予算の中で、最少の経費で最大の効果を上げるため、適切な定員管理と簡素で効率的な行政運営が求められることから、令和5年3月に、令和5年度から5年間を計画期間とする「定員適正化計画」を策定しました。この計画に基づき、適正な定員管理に努めています。

コンビニ交付サービス 休止のお知らせ

メンテナンスを行うため、以下の日程で休止します。

▶システムメンテナンス日時

11月14日(金)6:30～12月1日(月)23:00

▶サービス休止の対象となる証明書

すべての証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税・扶養証明書、非課税証明書)

▶問合せ

住民票の写し、印鑑登録証明書に関すること…住民ほけん課戸籍住民担当

☎991-1866

所得・課税・扶養証明書、非課税証明書に関すること…税務課町民税担当

☎991-1833

各種手数料等の支払いにキャッシュレス決済を導入

問合せ 会計室 ☎991-1805

10月末から、以下の窓口で取り扱う各種手数料等の支払いにキャッシュレス決済が利用できるようになりました。

▶取扱窓口 住民ほけん課、税務課、環境経済課、新市街地整備課、まちづくり整備課

▶対象 住民票の写し、課税証明書などの各種手数料 等

※会計室窓口で税金等を納付される場合は、これまでどおり現金のみとなります。

▶利用可能な決済種別 各種クレジットカード

※電子マネー、QRコードも準備が整い次第、開始予定です。

【キャッシュレス決済利用時の注意事項】

・一回のお支払いで、現金と決済サービスとの併用はできません。

・領収書の発行はできません。利用明細書を発行します。